

|      |        |
|------|--------|
| 策定年度 | 平成16年度 |
| 変更年度 | 平成17年度 |
| 変更年度 | 平成18年度 |
| 変更年度 | 平成19年度 |

## 豊明市水田農業ビジョン

(平成16年度～平成22年度)

平成 19 年 4 月

豊明市水田農業推進協議会

## 目 次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 1 . 地域水田農業の改革の基本的方向.....            | 1 |
| 地域農業の特性.....                        | 1 |
| 作物振興及び水田利用の将来方向.....                | 1 |
| 担い手の明確化と育成の将来方向.....                | 1 |
| 2 . 具体的な目標.....                     | 2 |
| 作物作付け及びその販売の目標.....                 | 2 |
| ( 1 ) 作付計画.....                     | 2 |
| ( 2 ) 販売計画.....                     | 2 |
| 麦・大豆の用途・仕向先.....                    | 3 |
| 3 . 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標..... | 3 |
| 担い手の明確化・育成.....                     | 3 |
| 担い手の育成.....                         | 3 |
| ( 1 ) 作付けの団地化.....                  | 3 |
| 土地利用の担い手への集積.....                   | 4 |
| ( 1 ) 生産技術.....                     | 4 |
| ( 2 ) 水田の高度利用等.....                 | 4 |
| ( 3 ) その他.....                      | 4 |
| 4 . 豊明市水田農業ビジョン実現のための手段.....        | 5 |
| 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）.....           | 5 |
| その他本体策の推進に必要な事項等.....               | 5 |
| その他の事業の活用.....                      | 6 |
| ( 1 ) 品目横断的安定対策.....                | 6 |
| ( 2 ) 過剰米短期融資制.....                 | 6 |
| ( 3 ) 稲作構造改革促進事業.....               | 6 |
| ( 4 ) 市単独事業.....                    | 6 |
| 5 . 担い手の明確化.....                    | 6 |
| 豊明市の担い手一覧表.....                     | 6 |
| ( 1 ) 個人.....                       | 6 |
| ( 2 ) 法人・準法人.....                   | 6 |

# 1. 地域水田農業の改革の基本的な方向

## 地域農業の特性

豊明市は名古屋市の東部に隣接という地理的条件から都市近郊型農業として発展してきたが、区画整理事業による宅地開発などにより農地の減少が目立ってきた。

このため、農業生産環境は悪化しつつあり、また、兼業農家が全体の95%を占め大半の農家が農業外収入に依存しており、後継者問題、担い手農家の減少など農業振興について極めて困難な問題が生じている。なお、耕地の69%、426ha(平成16年2月現在)が水田で、農業の主力は稲作であるが、ぶどう、みかん、柿等の果樹の他はくさい、キャベツ、たまねぎ等の野菜、花きも盛んである。

本市の農業は、北部、中部、南部区域に別れ、それぞれに特徴がある。

北部区域は、米、園芸、畜産を主体とした産地の実績を生かし、集約的に土地利用を推進し施設園芸及び畜産の振興を図るとともに、水稻、麦、大豆、そば、飼料作物等の作物を計画的に転作し、団地化を誘導している。

中部区域は、都市近郊型農業を確立するため、市街化との調和を図り、優良農地の保全に努めるとともに、市民農園等の充実を図っている。

南部区域は、施設園芸の振興を図りながら、果樹及び花き等の商品性の高い園芸作物の導入に力を入れ産地作りを積極的に推進している。

## 作物振興及び水田利用の将来方向

このように、地域により農業の位置付けが異なっているが、水田における土地利用型農業を活性化させるため、実需者のニーズに対応して水稻、麦、大豆の品質向上を目指し、生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を強化する。

なお、水田利用率の向上を図るため、麦作後の大豆、野菜等を積極的に推進する。担い手農家には、規模拡大による機械の高度利用もあわせて推進し、経営の安定を図る。

こうした中で、水田における水稻、麦、大豆、そば等の本格的な生産拡大と品質向上により、安定した水田農業経営の確立を図るため、

- (1) トレーサビリティの導入
  - (2) 実需者のニーズに対応した販売・作付計画の策定
  - (3) 麦・大豆、そば等の生産技術と品質の一層の向上
  - (4) ブロックローテーションによる作付の団地化と担い手への土地利用集積
  - (5) 各地区における土地利用型農業推進組織の育成強化
  - (6) 麦・大豆等の本格的生産のために必要な基盤整備の一層の推進
  - (7) 麦・大豆等の生産コスト低減と担い手の規模拡大支援のための高性能機械の導入
  - (8) 消費者団体との連携強化と販売促進
- 等に取り組むこととする。

## 担い手の明確化と育成の将来方向

農家の信用の厚い農協の作業受託部に属する農業経営者・地域(集落)水田の受託者となりうる農業者を「担い手」と位置づけ、担い手育成のために下記の方策を講じる。また、農業者研修の充実(技術・経営管理)を図るとともに、担い手自身の法人化への取組みについては、積極的に支援、協力していく。

- ・水稻においては、土地利用集積を担い手に配分する。
- ・麦、大豆、そばの生産については、集落農家合意のうえ団地化を推進し、生産管理作業を「担い手」に委託する。なお、収穫物については、担い手に帰属する。

## 2. 具体的な目標

作物作付け及びその販売の目標

### (1) 作付計画

(単位：ha)

| 作物名  | 品種名        | 現在の状況 | 平成19年度の目標 | 平成20年度の目標 | 平成22年度の目標 |
|------|------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 水 稲  | コシヒカリ      | 90    | 90        | 90        | 90        |
|      | 祭り晴        | 40    | 40        | 30        | 20        |
|      | あいちのかおりSBL | 89    | 89        | 90        | 90        |
|      | 計          | 219   | 219       | 210       | 200       |
| 麦    | 農林61号      | 9     | 9         | 10        | 10        |
|      | 計          | 9     | 9         | 10        | 10        |
| 大 豆  | フクユタカ      | 12    | 12        | 15        | 15        |
|      | 計          | 12    | 12        | 15        | 15        |
| 飼料作物 | イタリアン      | 3     | 3         | 3         | 3         |
|      | 計          | 3     | 3         | 3         | 3         |
| そ ば  | 信州大そば      | 1     | 1         | 1         | 1         |
|      | 計          | 1     | 1         | 1         | 1         |

### (2) 販売計画

(単位：t)

| 作物名  | 品種名        | 現在の状況 | 平成19年度の目標 | 平成20年度の目標 | 平成22年度の目標 |
|------|------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 水 稲  | コシヒカリ      | 116   | 116       | 130       | 130       |
|      | 祭り晴        | 55    | 55        | 40        | 30        |
|      | あいちのかおりSBL | 122   | 122       | 125       | 125       |
|      | 計          | 293   | 293       | 295       | 285       |
| 麦    | 農林61号      | 13    | 13        | 26        | 26        |
|      | 計          | 13    | 13        | 26        | 26        |
| 大 豆  | フクユタカ      | 10    | 10        | 15        | 15        |
|      | 計          | 10    | 10        | 15        | 15        |
| 飼料作物 | イタリアン      | 0     | 0         | 0         | 0         |
|      | 計          | 0     | 0         | 0         | 0         |
| そ ば  | 信州大そば      | 0     | 0         | 0         | 0         |
|      | 計          | 0     | 0         | 0         | 0         |

### 麦・大豆・そば・飼料作物等の用途・仕向先

- (1) 麦については、うどん用途の中力粉となる小麦（農林61号）を作付する。あいち経済連を經由した民間流通による契約栽培を円滑に推進し、実需者から要望の強い品質向上を図るため、ライスセンターにおける乾燥調整荷口ごとに品質分析を実施し、品質評価に基づいた栽培技術体系の改善に産地をあげて取り組む。
- (2) 大豆については、豆腐用として評価の高いフクユタカを主力に作付拡大を図り、あいち経済連を經由した販売を行なうが、既設の産直施設でも販売を行なう。また、地産地消の推進の一環として学校給食にも積極的に取り入れる。
- (3) そばについては、信州大そばを作付けし、品質の向上を図るとともに市内のうどん屋、和菓子屋に製粉にして売込む。
- (4) 飼料作物については、市内畜産農家からの生産要請に応じて、基本的に各耕種農家が畜産農家との利用供給計画を結び生産する。

## 3. 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

### 担い手の明確化

豊明市水田農業ビジョンにおける担い手とは、次の者とする。

- (1) 水田経営面積4ha以上（基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）の個人の担い手で生産調整実施者
- (2) 水田農業振興に積極的に取り組む法人組織、準法人組織  
但し、準法人組織には将来的に経営を1つにする作業受託集団、地域営農集団  
また、担い手の育成方針としては、米生産の約7割以上の生産を担うことを目標とし、麦、大豆、そばの計画生産においても担うこととする。

### 担い手の育成

担い手の経営基盤を水稻以外にも確立するため、次の事項を積極的に進めることにより、経営の安定を図り推進する。

#### ・作付の団地化

麦、大豆、そばについては、積極的に団地化に向け推進するため、集落会議を行い、米の生産以外の土地の集積を進めるとともに、地区におけるブロックローテーションについても計画する。

このため、この団地化の目標に向けて、

- ア 基盤整備の一層の推進
- イ 地区における推進組織の活動強化
- ウ 地域リーダー（生産組合長等）の育成
- エ 地域の合意形成に基づいて、ブロックローテーション方式の導入推進の取り組みを行なう。

## 土地利用の担い手への集積

(単位：h a)

|      | 既集積面積 | 平成19年度 | 平成22年度 |
|------|-------|--------|--------|
| 目標面積 | 51    | 53     | 55     |

麦、大豆、そばに係る土地利用の担い手への集積については、地域における団地化を進め、平成22年度には麦10ha、大豆15ha、そば1haの作業集積する。

このため、この土地利用の担い手への集積の目標に向けて、

- (1) 担い手への作業集積を積極的に行なうこと
- (2) 地域リーダー（生産組合長等）の育成
- (3) 機械、施設の導入支援を行なうこと
- (4) 生産技術指導の取組を行なう。

### (1) 生産技術

麦について、現在は、営農排水技術、土壌改良資材の投入による土壌改良技術及び病害虫防除を中心に定着を図っているが、平成16年度からはこれらの技術の確実な定着を図るもともに、複合作業機による耕起・施肥・播種同時作業の導入定着を図る。

大豆については、弾丸暗渠排水技術、土壌改良資材の投入による土壌改良技術を中心に、コンバイン（普通型）収穫作業技術も定着を図る。

飼料作物については、営農排水技術、土壌改良資材の投入による土壌改良技術を中心に定着を図る。

そばについては、弾丸暗渠排水技術、土壌改良資材の投入による土壌改良技術を中心に、コンバイン（普通型）収穫作業技術も定着を図る。

このため、県農業改良普及課と農協による指導・支援等の実施を行なう。

団地化・土地集積型に取り組む場合、別紙のとおり技術要件が必要。

### (2) 水田の高度利用等

現在は、水稻、麦、大豆を含めた2年3作の取組面積はないが、平成22年度までに10haを目標に積極的に推進していく。

また、担い手への土地利用の集積等の通常要件の2倍以上の取組みができるように担い手への土地利用の集積と麦・大豆作の作業受託を推進する。

このため、この水田の高度利用等の目標に向けて、

ア 麦作後の大豆作付の重点的振興

イ 麦作後に野菜を作付する場合は、年度内に収穫できる秋冬白菜の生産振興

ウ 土地利用の担い手への集積への合意形成

エ 生産技術指導の徹底指導等の取組みを行なう。

### (3) その他

地産地消の推進として特産品作り、市内業者との契約販売の促進を行なうため、実需者ニーズに応えた品質・ロットの確保に努めるとともに、消費者団体と直結した販売の拡大に向けて、消費者団体との情報交換・販売促進活動を行なう。

#### 4. 豊明市水田農業ビジョン実現のための手段

##### 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の活用方法

推進作物における土地集積、団地化に対して活用（ただし、技術要件を  
その他水田作付けに対して交付

| 区 分                              | 交 付 単 価       |
|----------------------------------|---------------|
| 麦・大豆                             | 11,000円/10a以内 |
| 飼料作物・一般作物(麦・大豆を除く)               | 8,000円/10a以内  |
| 野菜・永年性作物等<br>(一般作物のうち、花き・種苗類を含む) | 6,000円/10a以内  |
| 調 整 水 田                          | 3,000円/10a以内  |
| 自 己 保 全 管 理                      | 2,000円/10a以内  |
| 4ha以上の団地化・土地利用集積<br>麦・大豆         | 44,000円/10a以内 |
| 4ha以上の団地化・土地利用集積<br>そ ば          | 20,000円/10a以内 |

ただし、4ha以上の団地化・土地利用集積については、水田農業協  
において定める要件を行なうことを条件とする。

助成に係る費用の合計が協議会運営費を控除した県水田農業推進協議  
からの助成総額を上回ることが、農業者からの営農計画を取りまとめた  
明らかになった場合は、単価調整を行うものとする。

##### その他本対策の推進に必要な事項等

- (1) 地域リーダー（生産組合長等）研修会の開催
- (2) 担い手育成のための栽培技術指導会、経営指導会の開催
- (3) 目的達成に向けて必要となる基盤整備、機械・施設整備等の計画
  - ア 大区画、汎用水田化に向けた基盤整備
  - イ 大豆乾燥調整施設の整備
  - ウ 集団営農用機械の整備

### **その他の事業の活用**

- ( 1 ) 品目横断的経営安定対策  
対象者を洗い出し、加入対象要件を満たすように誘導
- ( 2 ) 過剰米短期融資制度（集荷円滑化対策）  
過剰米短期融資制度への加入は、生産調整達成が要件  
（区分出荷が必要）
- ( 3 ) 稲作構造改革促進事業  
担い手を認定農業者に誘導し、品目横断的経営安定対策へ移行  
担い手以外についても、米価下落の影響を緩和するように措置
- ( 4 ) 市単独事業  
生産調整を行った農業者に対して助成

## **5. 担い手の明確化**

### **豊明市の担い手一覧表**

《リストは省略》